

第 3 4 1 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録

令和 8 年 4 月 2 2 日

第341回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和8年4月22日（水） 午後2時から
- 2 開催場所 静岡県庁 別館8階 第2会議室
（静岡市葵区追手町9番6号）
- 3 議事内容
 - (1) 狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について 資料1
 - (2) 興津川非出資漁業協同組合（内共第13号）遊漁規則の変更について 資料2
 - (3) 瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合（内共第16号）遊漁規則の変更について 資料3
 - (4) 天竜川漁業協同組合（内共第21号、第26号）遊漁規則の変更について 資料4
 - (5) 気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則の変更について 資料5
 - (6) 外来魚の再放流禁止に関する委員会指示について 資料6
 - (7) その他
 - ・ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委 員	山本 俊康	朝倉 穂積	前澤 元次	岩田 克久
	宮本 善互	大石真依子	秋山 信彦	関 いずみ
	松本 美紀			
水産・海洋局	西尾 清仁	局長	鈴木 健介	統括官
水産資源課	小泉 康二	増田 傑	大島 伊織	秋山 祥太
- 5 欠席者氏名 古畑 恵子

○小泉課長

定刻となりましたので、ただいまから第341回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日は、古畑委員以外の9名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、山本会長より御挨拶お願いいたします。

○山本会長

皆さんこんにちは、会長の山本です。先日、新聞にも出ましたが、天竜川水系は非常に多くのあゆの遡上が見られ、私ども天竜川のすぐ横の太田川でも、それに伴いある程度の遡上が見られています。今年については、あゆ釣りのシーズンが近づいていますが、期待をしているところであります。最近は稚鮎の放流も行っており、今朝も太田川では放流を行ってきたところであり、それぞれシーズン開始に向けて取り組んでいるところかと思えます。

それぞれ御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。本日も最後までスムーズな審議の御協力をお願い申し上げて、最初の挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○小泉課長

ありがとうございました。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、山本会長より御指名願います。

○山本会長

それでは、本会の議事録署名人につきましては、朝倉委員と関委員にお願いいたします。

○小泉課長

以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、山本会長にお願いします。

○山本会長

それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。

早速、議事に入ります。議事の(1)は「狩野川漁業協同組合(内共第8号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○秋山主事

それでは、議事1について説明させていただきます。資料1をご覧ください。狩野川漁業協同組合(内共第8号)遊漁規則の変更についてです。はじめに資料内容について説明します。1ページが説明、2ページが遊漁規則変更の新旧対照表、3ページが漁場図、4ページが狩野川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、5ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更についての諮問文書、参考として6ページから9ページが狩野川漁協の現在の遊漁規則となっており、10ページが根拠法令となっております。

まずは1ページを御覧ください。Iの経緯を説明します。

今回の遊漁規則の変更内容は、あゆのルアー釣の区域拡大となっております。あゆ漁法の多様化に対応し、若い世代に川に来てもらうこと、また相乗効果としてあゆの友釣にも興味を持ってもらい、再興に繋げることを目的として、あゆの

ルアー釣区域を変更します。

続きましてⅡの概要として、具体的な変更点について説明します。

あゆのルアー釣の区域については、現在、狩野川本流の神島橋から狩野川放水路までの区域となっていますが、これを大仁橋から狩野川放水路までの区域に拡大します。3ページを御覧ください。狩野川本流の地図になります。上側に示しているのが狩野川放水路で、そこから中段で示している神島橋が現在のあゆのルアー釣区域です。そこからより下側で示している大仁橋までルアー釣ができるように変更する箇所となります。1ページにお戻りください。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。

今回の諮問内容は、狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

最後の10ページにある根拠法令について、漁業法第170条第3項より、遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっており、また同条第4項には、遊漁規則変更の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならないとなっております。4ページの遊漁規則変更認可申請書と、5ページの遊漁規則変更認可申請についての諮問文書がこれに該当します。

また、同条第5項より、都道府県知事は、遊漁を不当に制限するものでないこと、かつ遊漁料の額が当該漁業権にかかる水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものである場合には、遊漁規則の認可をしなければならないとなっています。

その下の「遊漁規則の作成及び認可について」という水産庁長官通知より、「遊漁を不当に制限する」とは、組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮して行う必要最小限度の制限にとどまらない制限と解されます。

したがって、①組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではない、という判断になります。

今回の変更は、新たな遊漁者確保を目的とした区域の拡大であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。なお、資料として添付しておりませんが、行使規則についても同様の変更を行う旨併せて申し添えます。

それでは、御審議の程よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、皆様方から何か御質問等ございますか。

特別ご意見もないようですので、議事の（１）につきまして、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○山本会長

皆様からの賛同をいただきましたので、議事の（１）について、決定をさせていただきます。ありがとうございます。

○山本会長

続きまして、議事の（２）は「興津川非出資漁業協同組合（内共第13号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○秋山主事

続いて、議事２について説明させていただきます。資料２をご覧ください。興津川非出資漁業協同組合（内共第13号）遊漁規則の変更についてです。はじめに資料内容について説明します。１ページから２ページが説明、３ページから６ページが遊漁規則変更の新旧対照表、７ページが遊漁料の改定にかかる試算表、８ページが周辺漁協の遊漁料を比較する資料、９ページが興津川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、10ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更について諮問文書、参考として11ページから15ページが興津川漁協の現在の遊漁規則となっており、16ページから17ページに根拠法令等を記載しています。まずは１ページをご覧ください。Ⅰの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は、大きく３点となります。

まず、１点目は「あゆのルアー釣漁法の追加及び溪流魚のルアー釣・フライ釣漁法の追加等」となります。若年層を中心とした新たな遊漁者を獲得するためにあゆのルアー釣漁法の追加及び溪流魚（あまご、にじます）のルアー釣・フライ釣漁法の追加等を行います。

２点目は「遊漁料の改定」です。令和４年９月の台風15号による山間部土砂災害の発災以降、川の濁りによるあゆの成育への影響や、遡上数が減少し、それに伴い遊漁者数も減少している状況です。加えて、昨今の物価高騰の影響もあり、組合の経営が厳しい状況となっていることから、経営の安定化を目的として遊漁料の改定を行うものとなります。

３点目は「遊漁証に関する事項の変更」です。電子遊漁証システムを導入したことに伴い、当該事項において電子遊漁証も適用する旨を追記を行う変更となります。

続きましてⅡの概要として、具体的な変更点について説明します。

まず、漁法の追加等についてです。現在の遊漁規則において、あゆの友釣では「リール・疑似オトリ禁止」となっているため削除し、ルアー釣を追加します。また、規模について、ちょう針は１段２本、ハリスは20センチ以内を追加します。こちらの追加は友釣漁法と同じ内容となっています。なお、ルアー釣について、区域は全域。期間は５月20日以後で組合が定め公示する日から12月31日までとしており、区域、期間についても、友釣漁法と同じ内容となります。新旧対照表では３ページが該当します。

次に、溪流魚である、あまご・にじますのルアー釣とフライフィッシングの追加についてですが、具体的には次の内容を追加します。規模は、ルアー釣はバークレスフックのみ。フライフィッシングは針は１本のみとなります。いずれも区域は全域。期間は３月１日から10月14日までです。この区域と期間については、あまご、にじますの他漁法と同じ内容となります。新旧対照表では４ページが該当します。おいかわにおける漁法について、餌釣において、規模を「針は１本」とするとともに、「和式毛針釣」から「流し毛針釣」に変更を行います。もくずがにについては、他の魚種との並びをとった体裁面での変更をします。また、遊

漁の方法、規模等の制限を記載した遊漁規則の表について、全ての漁法に『リールの使用可否』についてを追加します。ルアー釣とフライフィッシングはリール可となります。なお、1 ページの説明資料には記載しておりませんが、うなぎについては体裁面での変更をしております。こちらは新旧対照表では4 ページが該当します。

1 ページに戻っていただき、次に「遊漁料の改定」について説明します。遊漁料については、次のとおり増額します。現場売りとして付加する額を1,000円から2,000円、全魚種は1日1,500円から2,000円、全期間は7,000円から10,000円、もくずがにのもじり漁法については1本1,500円から2,000円、2本は3,000円から4,000円、うなぎの置針漁法については1本500円から1,000円、5本は2,500円が5,000円、あまごとますは1日1,500円から2,000円、全期間は7,000円から10,000円、おいかわは1日300円から1,000円、全期間は1,000円から3,000円、高校生・女性・身体障害者における全魚種全期間の遊漁料は500円から2,000円になります。新旧対照表では6 ページが該当します。

1 ページに戻っていただき、次に遊漁証に関する事項の変更について説明します。現在の遊漁規則の規定では、紙での交付を前提とした内容となっていますが、電子遊漁証システムを導入したことに伴い、それにも対応する旨を追記するものとなります。新旧対照表では6 ページが該当します。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。

今回の諮問内容は、興津川非出資漁業協同組合（内共第13号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。16ページから17ページに根拠法令等が記載してありますが、内容については、議事1で説明をした水産庁長官通知のうち、「遊漁を不当に制限する」かどうかについてに加えて、「遊漁料の額が妥当かどうか」についても記載しております。9 ページと10ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請にいての諮問文書に該当します。

「遊漁を不当に制限する」かどうかについては、資料として添付していませんが、行使規則においてもあゆのルアー釣漁法の追加等行うこととなっておりますが、今回の変更は水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の当該変更内容は新たな遊漁者確保を目的とした漁法の追加等を行うものであることから、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。なお、電子遊漁証への対応も特段遊漁を不当に制限するものではないと考えております。

「遊漁料の額が妥当かどうか」については、②遊漁料の額の妥当性については、「増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われているか、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間における当該費用の分配が実質的に公平か等によって判断されるものである。組合員の負担額と遊漁料との間の公平性については、それぞれの漁場の利用度、すなわち人数の比率、採捕日数の比率、漁獲量の比率等を勘案して判断することとされたい」とあります。

7 ページに興津川漁協にて作成いただいた「遊漁料妥当性の試算」の資料を載せていますが、増殖経費や漁協管理費から遊漁者に負担いただきたい金額を算出し、遊漁券販売数から遊漁日数を出し、そこから漁協の経営を継続するために必

要な遊漁料の改定額の算定に繋げております。また、参考として8ページは周辺漁協の遊漁料比較を載せています。今回の興津川漁協の改定額が突出した変更にもならないものと考えられます。

以上のことから、「遊漁料の額が妥当である」と考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

○宮本委員 今回、エリアが全域になっているが、一般的には制限して開始するもので、大変だと思うが頑張って対応いただきたいです。

また、おいかわについて、リール禁止になっていますが、フライフィッシングのターゲットになる魚種であることから釣れてしまう可能性があると思います。

○前澤委員 エリアについて興津川の区域は22キロといわれており、溪流魚とあゆの漁場が近接していることから、一括で導入して皆様に来ていただくという思いで、今回のような変更とさせていただいています。

おいかわの件は承知しているが、興津川においては流し毛針が昔から盛んに行われており、あゆを釣ろうとしてもおいかわが掛かってしまうことも多く、また、近隣の子供たちからも流し毛針釣りをしたいという要望が強かったことから変更をさせていただきたいと考えました。

○関委員 遊漁料の値上げについて、金額は妥当だと思いますが、施行が少し先になるのはその間に周知徹底されるという理解でよろしいでしょうか。

○前澤委員 令和8年分は既に始まっているので、令和9年1月1日から実施することに十分に周知して切り替えていきたいと考えています。

追加でお話させていただくと、河川によって状況は異なっているが、興津川においては令和4年の台風10号によって甚大は被害を受けて、山崩れによって支流から土砂がたくさん入ってきてしまい、通常であれば大雨は降っても数日で綺麗な川に戻るところが、1週間経っても茶色の水が流れている状況となっており、なかなか遊漁者に来ていただく環境が整わなかったところであり、令和4年は災害復旧で膨大な費用が掛かり、令和5から7年は河川状態は最悪であり、また、災害復旧工事も継続して行っている状況であり、天然遡上や放流魚の成育が上手くいかないといったことが続いていたことから、遊漁者が減ってしまっております。他の組合でも同じことがいえると思いますが、遊漁者はどんどん減り、組合の収入も減ってしまっており、本来もっといろいろなことをやっていきたいですが手が出せない状況となってしまう。今回の遊漁料の改正について、興津川においてはこの3年でおよそ1,700万円ほどの赤字となっており、これまでの剰余金等含めて何とか対処しているところですが、もうこれ以上は耐えられない状況だと感じております。

他の組合も大変な経営状況であることは承知していますが、今回の改正についてご理解いただければと思います。

○山本会長 太田川でも令和4年の台風では大きな被害が出て、翌年は土木事務所を中心に復旧工事を行い、あゆよりも人が大事だということで令和5年は遊漁を中止してまで災害復旧に充てていただいたこともあり、内水面が厳しいということは理解しております。

他に何か御質問等ございますか。御意見も出尽くしたようですので、議事の（２）でございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議無し。

○山本会長 皆様からの賛同をいただきましたので、議事の（２）について、決定をさせていただきます。

○山本会長 続きまして、議事の（３）は「瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合（内共第16号）遊漁規則の変更について」でございします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○秋山主事 続いて、議事3について説明させていただきます。資料3をご覧ください。瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合（内共第16号）遊漁規則の変更についてです。はじめに資料内容について説明します。1 ページが説明、2 ページが遊漁規則変更の新旧対照表、3 ページが瀬戸川朝比奈川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、4 ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更についての諮問文書、参考として5 ページから8 ページが瀬戸川朝比奈川漁協の現在の遊漁規則となっており、9 ページが根拠法令となっております。

まずは1 ページを御覧ください。Ⅰの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は、2 点となっております。1 点目はあゆのルアー釣漁法の追加、2 点目は漁具店の閉店に伴う遊漁料納付場所の削除となっております。

1 点目に関しては、あゆ漁法の多様化に対応し、若い世代に川に来てもらうことを目的としてルアー釣漁法の追加を行うものとなります。

2 点目については、現行規則において、遊漁料の納付場所として指定されている漁具店が閉店したことに伴い該当する納付場所を削除する変更を行うものとなります。

続きましてⅡの概要として、具体的な変更点について説明します。2 ページをご覧ください。現在、あゆにかかる漁法については3 つの方法が規定されておりますが、今回の変更では友釣における擬似囲禁止の規定を削除し、新たにルアー釣りを追加するものとなります。併せて遊漁料の額にかかる一覧表においても、「ルアー釣」の項目を追加いたします。

また、遊漁料の納付場所について、（４）上州屋藤枝店が閉店したことに伴い、当該項目から削除するとともに、後続の番号を繰り上げる変更を行います。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。

今回の諮問内容は、瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合（内共第16号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

9ページに根拠法令等が記載してありますが、内容については議事1で説明した内容と同様になります。3ページと4ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書に該当します。

また、資料として添付しておりませんが、行使規則についても同様の変更を行いますが、今回の変更は水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の変更は、新たな遊漁者確保を目的とした漁法の追加及び漁具店の閉店に伴う変更であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○大石議員 遊漁料の納付場所が減っていますが、大きなチェーン店が無くなってしまう場合、若い方はそのような店に行くことが多いので、コンビニやガソリンスタンドなどいろいろなところで遊漁証が手に入るようにする、もしくは電子遊漁証を導入していかないと、売っていなかったことをもって遊漁者が諦めてしまう可能性があるのでは、その点は改善に努めていただいた方が良いと考えます。

○小泉課長 漁協にも今のご意見を伝えた上で、改めて販売場所の周知や徹底をしていただくように伝えたいと思います。

○岩田委員 気田川では、大手の釣具屋やコンビニで遊漁証を買うことができるが、やはりコンビニが他の買い物のついでに買う等によって特に売れ行きが良い状況です。

○山本会長 今の内容も含めて事務局から漁協にはお伝えいただければと思います。

○秋山主事 承知しました。

○山本会長 他に何か御質問等ございますか。御意見も出尽くしたようですので、議事の（2）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議無し。

○山本会長 皆様からの賛同をいただきましたので、議事の（3）について、決定をさせていただきます。

○山本会長 続きまして、議事の（3）は「天竜川漁業協同組合（内共第21号、第26号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいた

します。

○秋山主事

続いて、議事4について説明させていただきます。資料4をご覧ください。
天竜川漁業協同組合（内共第21号、第26号）遊漁規則の変更についてです。はじめに資料内容について説明します。1 ページが説明、2 ページから3 ページが遊漁規則変更の新旧対照表、4 ページと5 ページが漁場図、6 ページと7 ページが天竜川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、8 ページと9 ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更についての諮問文書、参考として10ページから19ページが天竜川漁協の現在の遊漁規則、20ページに根拠法令を記載しています。

天竜川漁協は天竜川水系の複数の河川を漁場としており、漁業権免許だと、内共第21号と第26号、第27号を有しておりますが、全て対象魚種が異なることから、異なる内容の遊漁規則が3つございます。今回はその内、内共第21号と第26号の規則を変更します。まずは1 ページを御覧ください。

I の経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容について、それぞれ説明します。

まず内共第21号については、あゆの餌釣禁止区域の廃止をします。
気田川合流点下流部の淵「一の釜」から雲名橋下流端までの本流までの範囲においては、移植放流用のあゆの親魚採捕を目的として餌釣を制限しておりましたが、当該親魚採捕事業が廃止されたため、現行の遊漁規則で規定されているあゆの餌釣禁止区域を撤廃するとともに、撤廃後の区域が分かりやすくなるよう変更を行います。

次に内共第26号については、あゆの漁期を変更します。当該漁業権区域内で最も賑わいを見せる友釣漁場である水窪川へ更なる友釣遊漁者を受入れ、友釣の活性化へ繋げるため、友釣とルアー釣漁期を拡大します。一方で、友釣の主要漁場としてシーズンを通じて楽しめるように、餌釣の漁期を縮小します。

続きましてII の概要として、具体的な変更点について説明します。
まず、内共第21号について説明します。あゆの餌釣禁止区域の撤廃についてです。気田川合流点下流部の淵である「一の釜」から雲名橋下流端までの本流区域について、禁漁によって期間が11月1日から12月31日までになっていた内容を削除します。4 ページを御覧ください。現状の規則内容が書かれた天竜川の地図になります。下側の船明ダムから一の釜まで、また雲名橋から秋葉ダムまでは、6月1日から12月31日まで餌釣を行えます。つまり、一の釜から雲名橋までの区域は6月1日から10月31日まで禁漁となっています。次のページにある、変更後の天竜川地図を御覧ください。禁漁区域を削除することにより、船明ダムから秋葉ダムまで、6月1日から12月31日まで餌釣ができるように変更します。遊漁規則の新旧対照表では、2 ページが該当します。

1 ページにお戻りください。

次に内共第26号について説明します。あゆの漁期変更についてです。あゆの友釣の漁期は現行規則では6月15日から12月31日までとなっておりますが、それを6月1日から12月31日までに拡大し、ルアー釣も同様に6月15日から12月31日までとなっているものを、6月1日から12月31日までに拡大します。また、餌釣の

漁期は8月1日から12月31日までとなっておりますが、それを10月1日から12月31日までに縮小します。遊漁規則の新旧対照表では、3ページが該当します。1ページにお戻りください。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。

今回の諮問内容は、天竜川漁業協同組合（内共第21号、第26号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

20ページに根拠法令等が記載してありますが、内容については議事1で説明した内容と同様になります。8ページから11ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書に該当します。

また、資料として添付しておりませんが、行使規則についても同様の変更を行いますが、これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の変更内容は禁漁区の削除と、遊漁者受入れのための漁期変更であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしく申し上げます。事務局からの説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

特にご意見等ないようですので、議事の（4）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議無し。

○山本会長 皆様からの賛同をいただきましたので、議事の（4）について、決定をさせていただきます。

○山本会長 続きまして、議事の（5）は「気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○秋山主事 続いて、議事5について説明させていただきます。資料5をご覧ください。気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則の変更についてです。はじめに資料内容について説明します。1ページが説明、2ページから3ページが遊漁規則変更の新旧対照表、4ページと5ページが漁場図、6ページが気田川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、7ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更についての諮問文書、参考として8ページから14ページが気田川漁協の現在の遊漁規則、15ページに根拠法令を記載しています。

Iの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は3点となります。

まず、1点目は「禁漁区の追加」となります。今回禁漁区として追加する区域においては、昨年度、堰堤下に溜まる遡上中のあゆの乱獲が問題視されたことを受けて、乱獲防止の観点から対応するものとなります。

2点目は「あゆ友釣り専用区の一部削除」となります。友釣り遊漁者が近年激減してしまった一方、キャンプや川遊びの来訪者が急増しており、家族連れの来訪

者から、親子で餌釣りを楽しみたいとの要望が数多く上がっていることを受けて、あゆ友釣専用区の一部を削除するものとなります。

3 点目は、あゆ友釣専用区において、現行の規則で規定されている門原砂利採取場が撤退し、その跡地がキャンプ場となったため、規則上の名称変更をするものとなります。

続きましてⅡの概要として、具体的な変更点について説明します。

まず、禁漁区の追加について説明します。4 ページをご覧ください。今回禁漁区として追加する区域は熊切川の中羽根橋上の堰堤から下流20mに至る区域及び井口橋上の堰堤から下流20mに至る区域となっております。遊漁規則の新旧対照表では、2 ページが該当します。1 ページにお戻りください。

次にあゆ友釣専用区の一部削除について説明します。5 ページをご覧ください。現在の規則では、小川松間河内川合流点下流から小川中島までの区域をあゆ友釣専用区としていますが、来訪者の要望を受けて、当該区域をあゆ友釣専用区から削除することとします。遊漁規則の新旧対照表では、3 ページ最下部が該当します。

なお、門原砂利採取場が撤退し、その跡地がキャンプ場となったことに伴うあゆ友釣専用区域の名称変更についても同じく3 ページに該当がございます。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。

今回の諮問内容は、気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

15ページに根拠法令等が記載してありますが、内容については議事1で説明した内容と同様になります。6 ページから7 ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書に該当します。

また、資料として添付しておりませんが、行使規則についても同様の変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の変更内容は乱獲防止を目的とした禁漁区の追加、遊漁者受入れのためのあゆ友釣専用区の一部削除、及び単なる名称変更であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

なお、それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○関委員 禁漁区が増えることで監視体制が変わるなど負担が増えることはないでしょうか。

○岩田委員 追加は20メートルですが、6月1日のあゆ漁解禁後にイシカワ針の遊漁者が遡上中の溜まっているあゆを釣り上げていることから、おとりあゆ屋から対策をしてほしいとの声があり、堰から20メートルのところを禁漁区としようとするものです。

- 宮本委員 看板の設置はするつもりでしょうか。
- 岩田委員 そのつもりです。
あゆ友釣専用区についても説明させていただきますが、以前は小川地区は友釣りのメッカとされていましたが、大きな岩が無くなり、小砂利の多い川となってしまうことで、友釣りをする人がほとんどいなくなっている状況です。一方でキャンプ場がどんどん増えており、そこに来る親子連れが子供に釣りをさせたいという声が上がっており、子供に釣りをする機会を与えられれば、将来戻ってきってくれるのではないかという期待を込めて、小川地区の専用区を廃止しようということで今回の変更案として上げさせていただきました。
- 宮本委員 キャンプ場で簡単に釣れる魚はいるのでしょうか。あゆは難しいと思うが、おいかわやあまごはいるのでしょうか。
- 岩田委員 おいかわはいますが、あまごは下流の方なので難しいです。なお、気田川は以前から全体的にキャンプ禁止区域が多く、トイレや手洗い場、流しなどが整備されている場所でないとキャンプをしてはいけないというルールで場所を決めていました。小川地区では砂利採取場が撤退し、そこをキャンプ場にした結果、親子連れがかなりの数来るようになりました。
- 宮本委員 元々は玉石があった場所なののでしょうか。そうであれば玉石を戻した方が良いのではないのでしょうか。
- 岩田委員 そうです。砂利採取の際にかなり戻してもらったのですが、不十分な状況です。以前林道を整備した際に生じた砂利が今もある状態なので、それを採取業者に採ってもらっています。特に15センチを超える石は川に残すように条件にやってもらっています。
- 大石委員 私も以前、気田川に家族でキャンプに行った際に、おとりあゆ屋で魚を見た子供が釣りをしたいと言っていたのですが、その手段がなかったところです。子供たちは魚を見ると興味が湧いて、水と触れ合いたいという気持ちになり、釣りもそうですが、危険な場所を察知する勉強にもなるので、是非盛り上げてもらいたいです。
- 朝倉委員 仁科川にもキャンプ場があるのですが、そこでは毎年寄付をいただいております、時期が来たら放流をしているため、キャンプしながらバーベキューを楽しめると評判が良いです。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようで（特に御質問等ないようで）ございますので、議事の（５）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し。

○山本会長 皆様からの賛同をいただきましたので、議事の（５）について、決定をさせていただきます。

○山本会長 続きまして、議事の（６）は「外来魚の再放流禁止に関する委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○秋山主事 それでは、議事６について説明させていただきます。資料６を御覧ください。本議事は外来魚の再放流禁止に係る委員会指示についての審議事項となります。はじめに配布資料について説明します。１ページから２ページは説明、３ページは委員会指示案、４ページ以降は本議案に関する参考資料となります。

Ⅰの経緯を説明いたします。

特定外来生物とは、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって規定されており、外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものと定義されております。

５ページ及び６ページに参考資料として外来生物法の概要及び外来生物の一覧を添付しております。外来生物のうち魚類では、コクチバス、オオクチバス、ブルーギル等が指定されております。

外来生物法により、特定外来生物は運搬や放出等が禁止されておりますが、釣った魚をその場で放す行為、いわゆるキャッチ＆リリースは禁止されていないため、条例や内水面漁場管理委員会による指示によって、外来魚のキャッチ＆リリースを禁止している県もあります。

７ページから８ページには他県での再放流禁止に係る委員会指示の一覧になります。現在、１５県において再放流禁止の委員会指示が発令されており、近隣県では、神奈川県や山梨県にて指示が発令されております。

続いて、静岡県内での外来魚の被害についてになりますが、これまでに静岡県内水面漁業協同組合連合会が外来魚の分布状況を調査しており、天竜川水系天竜川、大千瀬川で外来魚の採捕報告がございます。

また、令和７年度に実施した漁協へのアンケート結果では、コクチバス、オオクチバス、ブルーギルの外来魚被害があると回答した漁協は、天竜川漁協、佐久間ダム漁協、浦川漁協の天竜川、大千瀬川に漁業権を有している漁協となっております。本アンケート結果については９ページに資料を添付しております。

また、１０ページのとおり、佐久間ダム漁協及び浦川漁協の連名で令和７年１０月３０日付けで「コクチバス再放流禁止のお願い」という文書が提出されております。

このため、本文書が提出されたことを受け、前回の第３４０回委員会にて話題提供として共有しており、その結果として、委員会指示により当該区域での外来魚の再放流を禁止する方向となりました。

続いてⅡの委員会指示の概要になります。

指示内容としましては、対象区域でオオクチバス、コクチバス及びオオクチバス属の魚及びブルーギルを採捕した者は、その区域にこれを再び放してはならない

という内容となります。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでないとしております。対象区域は、水窪川との合流点から上流の天竜川本支流となります。4ページに対象区域の地図をお示ししております。

指示の有効期間は周知期間も考慮した上で、令和8年8月1日から令和9年7月31日の1年間としております。3ページに本内容での委員会指示案を添付しております。

続いてⅢの決定の内容です。

水産動植物の保護を図るために、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づく指示の内容について、審議の上決定をお願いいたします。

なお、参考資料として、15ページから20ページには他県の再放流禁止に係る委員会指示内容を、根拠法令については21ページに記載しております。

最後Ⅳその他事項となります。

こちらには本委員会にて、指示が決定した場合の今後の予定を記載しております。

1の周知の方法については、ちらし、ポスターを作成、静岡県内水面漁業協同組合連合会をはじめとした関連団体、内水面漁協、県内釣具店及び市町への配布を予定しております。

2の今後の予定については、本審議後、決定した場合には、5月初旬の県公報への掲載、5月～7月の周知期間を経て、8月1日から委員会指示の施行としております。事務局からは以上となります。

○山本会長

ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○岩田委員

コクチバスは天竜川水系の上流域に多いが、台風等が来ると、上流のダムを開放するので、天竜川水系全体の問題として大きく捉えなければいけないと考えています。浦川、佐久間ダム漁協だけでなく気田川でも被害が大きくなることを心配しています。あゆと一緒にコクチバスも遡上するのではないかと懸念しています。現在、浦川漁協にも話を聞いたり、浜松市や天竜区とともに調査をしたりしており、阿多古川も含めて天竜川水系全体で問題視していこうと動きを進めています。

できれば県として条例の制定を目指したほしいと考えていますが、現状では滋賀県しか条例を制定していないという話を聞いているので、天竜川水系として対策していこうということで参考資料を作成したので、また見ていただければと思います。

○山本会長

ありがとうございました。気田川漁協の組合長から説明をいただきましたが、他に皆様からご質問等あればお願いいたします。

○宮本委員

結果的にどのくらいの採捕量の変化を年ごとに出してもらいたいです。それによってどれくらいの効果があったのか検証してほしいと考えます。

- 小泉課長 現在、漁協側で駆除をしていただいているので、引き続き、委員会でこのような意見があったということで県からも話をさせていただきたいと思います。
- 山本会長 委員会指示について、他県でも対応しているとのことですが、委員会指示以外でも何か対策をされているという事例はあるのでしょうか。
- 小泉課長 把握しているものとして、委員会指示として今回、他県の状況をまとめさせていただいております。確認しないと分からないですが、場合によっては依頼事項として任意でお願いしているものは多々あると考えられますが、強制力のあるものとしてはこの一覧に示されているものとなります。
- 山本会長 いずれにしてもだいぶ大きな問題、天竜川水系全体に広がる問題になりそうなので、何か良い対策があれば県としても研究していただき、ご指導いただければと思います。
- 委員会指示の有効期間ですが、令和8年8月1日から令和9年7月31日までとなっていますが、これ以降はどのようになるのでしょうか。
- 秋山主事 まずは試験的に状況等を確認しながら、1年間の有効期間としております。その過程で先ほどお話のあった天竜川水系全体への拡大等の検討が必要となった場合には、改めて審議に諮らせていただき、期間や区域について検討をさせていただければと考えております。今回の指示を発出して終わりというものではなく、今後は状況に応じて検討していくものとなります。
- 山本会長 漁協西部連絡会でも、この議題は出ているので、連絡会としても何らかの対応はしていきたいと考えているところです。その他、何かございますでしょうか。
- 秋山委員 指示の内容について、オオクチバス、コクチバス及びオオクチバス属の魚及びブルーギルを採捕した者となっていますが、及びが連続しているので、たとえば、オオクチバス、コクチバスを含むすべてのオオクチバス属の魚というような記載にしてみてもどうでしょうか。
- また、その区域にこれを再び放してはならないとしていますが、他の県の指示内容を見ると、その区域及びその連続する水面としているものもあるので、移動そのものが禁止されているものではありませんが、そのように記載しておく方が良いのではないかと考えます。
- 小泉課長 ありがとうございます。ご指摘いただいた内容については、告示を出す前に再度確認をしたいと思います。
- 山本会長 県の方で記載内容について検討いただいて、指示という形にさせていただきたいと思います。
- 他に何か御意見、御質問などございますか。御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（6）でございますが、多少の変更はするとのことですが、事

務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○山本会長

ありがとうございます。皆様からの賛同をいただきましたので、議事の（６）について、決定をさせていただきます。

○山本会長

続きまして、議事の（７）は「その他」でございます。次回の開催日程について事務局より説明をお願いいたします。

○秋山主事

次回開催日程について連絡します。次回の開催は８月上旬を予定しております。また、日程調整をさせていただきますので、その際には改めてよろしくをお願いいたします。次回開催日程については以上です。

○山本会長

今回は８月の開催ということで、皆様の日程を確認の上、開催をさせていただこうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。他に何がございいますか。

○朝倉委員

現在、稚鮎の放流を行っていますが、種苗センターからは海産のあゆが全然いらないと言われていています。一方で、天竜川では多くのあゆが遡上したと聞いています。駿河湾の稚鮎は採れないが、天竜川では採れる場合には、天竜川で採れたあゆを東部にも回すことができないものでしょうか。逆に東部で多く取れる場合には、天竜川に回すということができないのでしょうか。

○岩田委員

気田川漁協でも同じような話が以前あり、その際にも他の河川から融通できないかということは相談をしました。

○朝倉委員

同じ静岡県内の内水面の話なので、もっと融通を利かせて対応できるように県としても許可を出してもらいたいと思います。海産あゆをお互いに融通し合って良い方向に進めていければ良いなと思い、意見として出させていただきました。

○宮本委員

釣りをしている中で、駿河湾が変わったなど感じることもあったので、海産の稚鮎の確保するために何か対策を講じないといけないとは思っています。

○山本会長

駿河湾であゆが採れない状況を養鱒場で研究調査等をしていただくなど、県の方でご指導いただければと思います。

以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。
皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。

○小泉課長

山本会長、委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。それでは、これを持ちまして、第341回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 8 年 6 月 25 日

議

長

山本俊康



令和 8 年 7 月 6 日

議事録署名人

関

いずみ



令和 8 年 7 月 13 日

議事録署名人

朝倉穂積



